

埋蔵文化財の取り扱いについて（個人住宅等）

常陸太田市教育委員会文化課
(TEL72-3201)

埋蔵文化財を保護するため、文化財保護法により様々な手続きが定められています。『茨城県遺跡地図（茨城県教育委員会 2001年3月発行）』に記載されている、包蔵地範囲内で土木建築工事などを行う場合には、以下の手続きをしていただくこととなります。

① 文化課への埋蔵文化財があるかないかの問合せ

計画が決定した段階で、来所または f a x（72-3310）でまずお問い合わせください。遺跡地図を見て埋蔵文化財があるかないかを判断し、回答します。

② ①の結果、埋蔵文化財の包蔵地でない場合には、以下の手続きは不要で、着工可能です。埋蔵文化財の包蔵地である場合には、文書で正式に問合せをしていただきます。（埋文様式第1号の2）

○提出期限 … 着工日の 60 日前までに

○提出部数 … 1 部

○一緒にご提出いただく書類

位置図・公図（写）・建物配置図（1/100 程度） 各 1 部

工事概要図または建物概要図（基礎工法がわかるもの） 1 部

必要に応じて試掘調査（市負担）をする場合もありますが、10日前後で、文書で結果を回答いたします。

埋蔵文化財が存在していたとしても、工事が影響を及ぼさないと判断できる場合には、慎重工事や工事立会とし、発掘調査は必要ありません。計画変更により埋蔵文化財の保存をお願いする場合があります。

発掘調査が必要な場合（記録保存）には、第3段階として以下の届け出が必要になります。

③ ②の結果、発掘調査が必要であるという回答の場合には、土木工事の届けをしていただきます（様式第2号）

○提出期限 … 着工日の 60 日前までに

○提出部数 … 1 部

○一緒にご提出いただく書類

届出をする原因となった土木建築工事などの概要がわかる書類
（設計書など土木建築工事の範囲や、どのくらい地面を掘削するかがわかるもの）

この後、発掘調査の実施になりますが、調査の期間・内容等については別途協議となります。

なお、常陸太田市では、埋蔵文化座の調査に関する国庫補助金を受けています。もっぱら個人のために建てる住宅、物置、車庫等の際には、発掘調査の費用は市が負担することになっています。アパートや店舗の建設の際は事業者負担が原則です。